

北上地区消防組合消防本部訓令第3号

消防機関

北上地区消防組合消防職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月28日

北上地区消防組合消防本部
消防長 昆野美継

北上地区消防組合消防職員衛生管理規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防職員衛生管理規程（昭和58年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(衛生管理者)</p> <p>第2条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第10条第1項各号の業務のうち、職員の衛生に係る技術的事項を管理させるため、同法第12条に規定する衛生管理者1人を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>嘱託医</u>)</p> <p>第3条 職員の健康管理に関する業務を行わせるため、<u>嘱託医</u>を置く。</p> <p>2 <u>嘱託医</u>は、医師の<u>なか</u>から消防長が委嘱する。</p> <p>(職員衛生委員会)</p>	<p>(衛生管理者)</p> <p>第2条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。<u>以下「法」という。</u>）第10条第1項各号の業務のうち、職員の衛生に係る技術的事項を管理させるため、同法第12条に規定する衛生管理者1人を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>産業医</u>)</p> <p>第3条 職員の健康管理に関する業務を行わせるため、<u>法第13条</u>に規定する<u>産業医</u>を置く。</p> <p>2 <u>産業医</u>は、医師の<u>うち</u>から消防長が委嘱する。</p> <p>(職員衛生委員会)</p>

第4条 職員の健康の保持に関する基本計画その他の重要事項を調査審議するため、職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（保護措置）

第17条 消防長は、前条の規定により、要保護の管理区分の判定を受けた職員については、嘱託医の意見に基づき別表第4の区分に従い、適切な保護措置を講じなければならない。

第4条 職員の健康の保持に関する基本計画その他の重要事項を調査審議するため、法第18条に規定する職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（保護措置）

第17条 消防長は、前条の規定により、要保護の管理区分の判定を受けた職員については、産業医の意見に基づき別表第4の区分に従い、適切な保護措置を講じなければならない。

（長時間労働者に対する面接指導等）

第19条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し、産業医による面接指導（法第66条の8の面接指導をいう。以下同じ。）を行うものとする。この場合において、当該職員は、職員本人が希望するときは、産業医以外の医師による面接指導を受けることができる。

- (1) 1月当たりの時間外勤務が100時間を超えた者。ただし、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第52条の2第1項ただし書の規定に該当するときは、この限りでない。
- (2) 1月当たりの時間外勤務が80時間を超えたことにより、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している者
- (3) 当該月を含む直近の2月から6月までのそれぞれの期間における時間外勤務の平均が1月当たり80時間を超えた者（第1号に規定する者を除く。）

2 前項第1号及び第2号に該当する職員は、面接指導申出書（様式第3号）を消防長に提出しなければならない。

3 産業医は、第1項第1号に該当する職員に対し、面接指導を受けるよう勧奨することができる。

4 第1項各号に該当する職員は、産業医以外の医師により面接指導を受けたときは、その結果を証明する書面を消防長に提出しなければならない。

5 消防長は、面接指導の内容を記録し、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

様式第1号（第15条関係）

年 月 日
消 防 長 殿 健康診断受診届
[略]

様式第1号（第15条関係）

年 月 日
消 防 長 様 健康診断受診届
[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第2号の次に次の様式を加える。

様式第3号（第19条関係）

年 月 日

消防長 様

所 属

氏 名

面接指導申出書

北上地区消防組合消防職員衛生管理規程第19条第2項に基づき、次のとおり面接指導を受けることを申し出ます。

記

- 1 面接指導を受ける医師（いずれかにチェック）
 - 産業医
 - 産業医以外の医師
- 2 面接指導を受ける希望日時
年 月 日頃
- 3 面接指導を実施するにあたり配慮を求める事項

備考 産業医以外の医師の面接指導を受けた場合は、その結果を証明する書面を提出すること。

附 則

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。